

長崎県警察機動鑑識隊の組織及び運営に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、刑事部鑑識課機動鑑識隊（以下「機動鑑識隊」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 機動鑑識隊は、第4条に定める担当区域内において、次に掲げる事件（以下「臨場事件」という。）が発生した場合に迅速に臨場し、現場鑑識活動及びこれに付随する業務に従事することを任務とする。

- (1) 重要犯罪（重要犯罪に発展するおそれがあるものを含む。）
- (2) 侵入窃盗事件
- (3) その他特命事項

(組織)

第3条 機動鑑識隊は刑事部鑑識課に置き、その編成は機動鑑識長崎及び機動鑑識佐世保とする。

2 機動鑑識隊に隊長及び隊員（以下「隊長等」という。）を置く。

3 隊長は警部の階級にある警察官を、隊員は警部補以下の階級にある警察官を充てる。

(担当区域)

第4条 機動鑑識隊の担当区域は、次の各号に掲げる編成の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。ただし、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）が臨場を命じた場合は、この限りでない。

- (1) 機動鑑識長崎 長崎市内に所在する警察署、時津警察署、諫早警察署、雲仙警察署、島原警察署、南島原警察署及び大村警察署の管轄区域
- (2) 機動鑑識佐世保 佐世保市内に所在する警察署、西海警察署、川棚警察署、松浦警察署及び平戸警察署の管轄区域

(運営)

第5条 機動鑑識隊の運営は、鑑識課長が行うものとする。

(現場指揮)

第6条 現場に出動した機動鑑識隊に対する指揮は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 捜査本部を設置した事件 当該捜査本部長
- (2) 前号以外の事件 事件を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）及び鑑識課長

(現場出動)

第7条 機動鑑識隊は、臨場事件を認知したときは、直ちに現場に出動するものとする。

2 所轄署長は、臨場事件を認知したときは、鑑識課長に出動を要請できるものとする。

(勤務体制)

第8条 隊長は毎日勤務、隊員は交替制勤務又は毎日勤務とする。

2 鑑識課長は、臨場事件の発生状況により必要と認めるときは、勤務体制を適宜変更することができるものとする。

(勤務区分)

第9条 機動鑑識隊の勤務は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める勤務とする。

- (1) 待機勤務 臨場事件の発生に備え、所定の場所において待機し、鑑識資料の整理及び鑑識活動に必要な資器材（以下「鑑識資器材」という。）の整備に従事する勤務
  - (2) 出動勤務 現場に出動し、現場鑑識活動及びこれに付随する業務に従事する勤務
  - (3) 特命勤務 特命により鑑識活動に従事する勤務
- （勤務計画）

第10条 鑑識課長は、勤務計画を定めるものとする。

（報告及び引継ぎ）

第11条 機動鑑識隊は、現場鑑識活動の結果を直ちに鑑識課長に報告するとともに、収集した現場資料等関係書類を速やかに所轄署長に引き継がなければならない。

（隊長等の心得）

第12条 隊長等は、任務の重要性と特殊性を自覚し、現場鑑識活動を効果的に推進するため、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 鑑識活動に関する知識及び技能の研さんに努めること。
- (2) 現場鑑識活動により得た資料は、適切な処理を行い、速やかに捜査に活用できるよう配慮すること。
- (3) 鑑識資器材の点検整備を徹底し、鑑識活動に支障を及ぼすことのないよう配慮すること。

（指導及び教養）

第13条 鑑識課長は、隊長等に指導及び教養を行うものとする。

（整備及び点検）

第14条 鑑識課長は、隊長等に車両及び鑑識資器材を整備させるとともに、常にその整備状況を点検するものとする。

（備付簿冊）

第15条 機動鑑識隊に、次に掲げる簿冊を備え付けるものとする。

- (1) 勤務日誌（別記様式第1号）
- (2) 機動鑑識隊現場鑑識活動結果報告書（別記様式第2号）

附 則

この訓令は、平成11年3月15日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年長崎県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則（平成30年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（令和3年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第22号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年8月14日から施行し、この訓令による改正後の長崎県警察機動鑑識隊の組織及び運営に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定は、令和5年7月13日から適用する。

（経過措置）

2 新訓令の規定の適用の際この訓令による改正前の長崎県警察機動鑑識隊の組織及び運営に関する訓令の規定により作成した書類は、新訓令の相当規定により作成したものとみなす。



機動鑑識隊現場鑑識活動結果報告書 ( 月分)

機動鑑識 \_\_\_\_\_

区分 臨場事件別			臨場件数 (A)	現場臨場時間帯			資料採取事件		現場鑑識資料等採取状況								確認件数	
				通常勤務 時間帯	宿日直時間帯		事件数 (B)	採取率 (B/A)%	指 掌 紋		足 痕 跡		法 医 理 化 学		写 真		指掌紋	足跡等
					昼間帯	夜間帯			件 数	枚 数	件 数	個 数	件 数	個 数	件 数	枚 数		
重 要 犯 罪	凶悪犯	殺 人																
		強 盗																
		不同意性交等																
		放 火																
	その他	略取・誘拐																
		不同意わいせつ																
重要窃盗	侵入窃盗																	
	そ の 他																	
非 侵 入 窃 盗																		
火 災																		
変 死																		
交 通 事 故																		
そ の 他																		
合 計																		

\*臨場件数の( )は、機動鑑識隊の単独臨場を計上する。